

事を得、

第六九條 擴大中央委員會の委員選舉區は中央委員選舉區に準じ選舉比例は中央委員會に於て適宜之を定むるものとす、

第三節 中央常任委員會

第七十條 中央委員會は若干名の中央常任委員を互選し、中央委員長を以つて委員長とし、中央常任委員會を組織せしむるものとす、

第七十一條 中央常任委員會は中央委員會の決議及緊急事項を執行すべし責任を負ふものとす、但し緊急事項の執行は次回中央委員會の承認を得んとす、

第七十二條

中央委員會の下に左の部門を置き中央常任委員を各部長に任ず、但し必要に應じ中央常任委員は同所に各部門の部長を兼任する事を得、
組織部、筆跡部、政治部、田際部、調査部、^{出版}教育部、共済部、財政部、婦人部、

第七十三條 前條各門の細則は中央委員會に於て之を定め、部長及嘱託は中央委員會に於て之を選任するものとす、

第七十四條 中央委員長、部長、部長嘱託は有給とする事を得、給料の額は中央委員會に於て之を定む、

第四節 統制委員會

第七十五條

統制委員若干名は大會に於て選出し統制委員會を組織する

第七十六條

統制委員にして缺員を生じたる場合に候補者をして補缺とすものとす、

第七十七條

統制委員長は委員會の互選とす、

第七十八條

統制委員會は本會の會計監査及大會の決議執行に關する中央委員會の活動を監督するものとす、

第七十九條

統制委員は必要の場合に中央委員會地方評議會、全國的産業別聯合會或は産業別協議會の一切の書類を閲覧する事を得、

第八十條

統制委員會會議は必要に應じて委員長之を召集す、

第八十一條

統制委員會は毎定期大會と中央委員會の活動及事務會計の監督に關する報告を提出する事を得、

第四章 加盟脱退及規律

第八十二條

本會に加入せしむる組合は規約後負名簿並に總本部費一月分を添へ中央委員會に申込むるものとす、

第八十三條

本會への加盟又は脱退は大會若しくは中央委員會の承認を経る事を得、